## 改革3 前例のない課題に挑戦し乗り越えていくための行政能力の向上

## 1 内部統制の整備

### (1) 内部統制システムの構築

### 内部統制システムの構築

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

震災からの復興を加速させ、かつ、行政改革を円滑に進めるには、住民から信頼される行 財政運営に取り組むことが重要です。

現在,膨大な復旧・復興事業の発生等に伴い,事務処理の誤りや遅延などが起きており,決算審査意見の中でも改善の必要性を指摘されています。そのため、内部統制システムを新たに整備・運用することによって、住民からの信頼確保や全職員の意識改革に努め、法令等の遵守による不適正な業務執行の防止、事務事業の有効性・効率性の確保を図り、ひいては業務改善、行財政システムの転換にもつなげていこうとするものです。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□内部統制システムの構築	$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$			

#### (2) 内部統制システムの運用

### 内部統制システムの運用

[行政経営推進課]

現状・組織の現場

内部統制システムに関する推進要綱及び基本方針を定め、毎年度、行動計画を策定してPDCAサイクルを回し、全庁を挙げて組織的・継続的に改善を図ることで、適正かつ効率的・効果的な行政運営を行い、県民の負託に応えます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□内部統制システムの運用				<b>\</b>

## 2 「人財」育成

### (1) 研修の充実

#### 階層別研修の実施

〔公務研修所〕

現状・今後の取組

公務研修所における職員研修は「みやぎ人財育成基本方針」に基づき実施していましたが、 震災後は復興関連業務の増大等に伴い、震災復興に当たって特に求められる能力を組織的に 向上させるため、平成24年3月に「震災復興期における研修所研修の基本方針」を策定し、 それまでの選択制研修中心から、階層別研修の見直しと強化を図ってきました。

今後も、県民ニーズを踏まえつつ将来を見据えた新たな政策を創造できる職員の能力向上 や、震災から学んだ危機対策を今後の危機管理体制の強化に活かしていくための研修が求め られることから、「震災復興期における研修所研修の基本方針」に基づき、より充実した階 層別研修が実施できるよう、毎年度研修計画を見直します。

また、復興業務の進捗や組織の課題を踏まえながら、選択制研修の充実も併せて行っていきます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□階層別研修の充実・強化				
				$\rightarrow$

#### 職員の法務能力の向上

[私学文書課]

現状・今後の取組

震災からの復興を迅速かつ円滑に進めるとともに、地方分権型社会の実現を図るためには、職員全体における法務能力の向上が重要となります。

県では、震災後に増加している複雑な法律問題に適切に対応するために、法曹有資格者である法務担当職員を中心として県の業務を担う職員からの法律相談に対応しています。

また、法務担当職員を中心に、法務に関する知識の共有を目的とした庁内イントラネット を活用した資料提供、法務に関する勉強会の開催などにより、職員の法務能力の向上を図っ ています。

今後も、職員が日々の業務における法律問題に適切に対応できるよう取組を継続します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□法務担当職員による法律相談,法務に関する 資料の提供,法務に関する勉強会の開催				

### (2) 政策企画力の向上

### 現場実態を踏まえた政策形成能力の向上

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

県民が真に必要とする施策・政策を立案するためには、職員が現場実態を的確に把握・分析することが不可欠です。特に震災からの復興を実現していくためには、実際に復興を担う現場の課題やニーズを積極的に捉え、それを政策立案に反映させていく必要があります。

これまでも各部署において現場訪問やデータベースを活用した情報共有や自主研究などの 取組が行われていますが、それらを実際の政策立案につなげられるような有効な取組を全庁 的に展開することで組織力の向上を図ります。

:	
	<b>——</b> >

## 「M-SQUARE」の充実による政策議論の活発化

[震災復興政策課]

現状・今後の取

震災以前から、職員間で政策形成のベースとなる情報を共有・集積するためのネットワークシステム(「M-SQUARE(エムスクエア)」)を活用し、政策企画力の向上を図る各種取組が検討されていましたが、震災後は、震災復興への対応を優先せざるを得ない状況から、「M-SQUARE」の利用状況も低調となっています。

「M-SQUARE」を活用することで、個々の職員が有する知識・ノウハウの共有や、職員同士の前向きな意見交換やコミュニケーションの活性化が図られ、組織の政策企画力の向上につながると期待されることから、復興業務の進捗やこれまでの取組も踏まえつつ、内容の充実と活用を図ります。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□「M−SQUARE」の充実と活用				
				>
				,

## 政策提案コンテストの開催

〔震災復興政策課〕

現状・今後の取組

職員の政策力の向上は、今後の地方分権や震災復興の推進を踏まえると必要不可欠ですが、 職員が政策を提案する場がなくなっていたことから、平成25年度に、知事・副知事等を審査 員とした「政策提案コンテスト」を開催したところです。

このような政策提案の場を設けることで、職員が自ら政策を提案する機会が確保され、特に若手職員にとっては、政策立案やプレゼンテーションの貴重な経験となることから、県庁全体の政策力の向上につながると期待されます。また、コンテストの場で評価することで、前向きに知恵を出し合おうとする意欲的な職員を増やし、組織としてもそれを積極的に評価する機運を醸成することができます。

今後も引き続き、宮城の将来に向けた斬新な政策アイデアの発掘、職員の政策立案能力、 プレゼンテーション能力の向上を図るため、政策提案コンテストを開催します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
				N.
□政策提案コンテストの開催				>
				<b>/</b>

# 3 仕事の進め方の効率化

### (1)職場環境の改善

#### 執務環境の整備

〔行政経営推進課〕

現状・ 現状・ 組

効率的に業務を進めるためには執務環境の整備が基本になりますが、震災復興業務の増大 に伴う書類の増加とスペース・整理時間の不足等により、十分に行われているとは言えない 状況にあります。

改めて、いわゆる5S(整理・整頓・清掃・清潔・習慣)の推進等による執務環境整備の 必要性について啓発するとともに、各職場における自主的な取組を推進します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□5S(整理・整頓・清掃・清潔・習慣)の				
推進				/>

### 職場内のコミュニケーションの促進

〔行政経営推進課〕

現状・今後の取組

限られた人員で業務を効率的・効果的に進めていくためには、上司・部下、同僚間のコミュニケーションを促進し、相互理解を深めるとともに、助け合いの意識を醸成していくことが求められます。また、そのときどきの状況に応じた適切な業務配分や業務の進め方・優先順位に対する的確な指示など、管理職が適切にマネジメントを行うためにも、普段からのコミュニケーションが欠かせません。

こうした取組はこれまで個人あるいは各職場での工夫にとどまることが多かったことから、組織としてその重要性を喚起するとともに、各職場の効果的な取組を集約し、情報提供することで全庁への展開を図ります。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□職場内のコミュニケーションの促進				
				>

### (2)業務改善の推進

業務改善の推進 〔行政経営推進課〕

現状・今後の取組

復興事業など多くの事業を抱える中で、各業務をより効率的に実施する必要があることから、これまでの慣習や前例にとらわれず、各職場の創意工夫による取組を推進することで、 事務事業の迅速化と生産性の向上を図ります。

また、業務改善を組織的に進める意識を醸成するため、業務効率化の考え方や業務見直しの視点について情報提供するとともに、各職場の業務改善事例を全庁的に周知し、優れた取組を表彰するなど、改善意欲の向上を図ります。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□業務改善提案の募集				>
   □業務改善事例の集約と活用				
□未伤以音ずクリッフ未ネリ゚゚位用				

## 包括外部監査結果に対する措置状況のフォローアップ

〔行政経営推進課〕

現状・今後の取組

包括外部監査における結果及び意見に対する措置状況については、その後の検証体制が確立されていなかったことから、監査結果の取扱いを定めて判断を明確にし、「検討中」の項目については対応管理票の作成によりその後の判断が確認できる体制を整えたところです。

対応管理票を活用したフォローアップにより、継続して事務事業や事業管理を見直し、監査結果を十分に活用します。また、監査結果に対し「措置を講じない」と判断した際の根拠について、各機関において説明責任を果たすとともに、県としてその判断の妥当性を確認します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□包括外部監査結果に対する措置状況のフォロ				
ーアップ				<u> </u>

## (3)情報システムを活用した効率化

## 情報システムの最適化の推進

[情報政策課]

現状・今後の取組

効果的かつ効率的なIT投資を行うことにより、情報システム関連経費の削減など費用対効果の向上を図ることを目的として、平成21年2月に「宮城県情報システム最適化計画」を策定し、計画推進期間の平成25年度まで、毎年度着実に情報システムの維持管理経費を削減してきました。

計画推進期間終了後の平成26年度に、県が所管する情報システム全体のコスト抑制やセキュリティ確保などを目的として策定した「宮城県情報システム最適化計画(第2期)」に基づき、引き続き情報システムの最適化を推進していきます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□宮城県情報システム最適化計画(第2期)に基				
づく取組の推進				

## 社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の支援

[情報政策課/行政経営推進課]

社会保障・税番号制度\*が開始されることに伴い、地方公共団体では、法律の定めに従い、 関連情報を独自に事務の効率化に活用することが可能となりました。

今後、社会保障・税番号制度の運用に向けた庁内のシステム整備等を行うとともに、制度 を有効に活用し、手続きの簡略化など事務の効率化と住民の利便性の向上を図る取組を推進 します。

現状・今後の取組

※社会保障・税番号制度:国民一人ひとりに固有の「個人番号(マイナンバー)」を割り当て、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行えるようにする制度。社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として整備。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
   □社会保障・税番号制度を活用した事務効率化の				
推進				>

## 4 わかりやすく積極的な情報発信

### (1) 県政運営の透明性の向上

### 情報公開の推進

[県政情報公開室]

現状・今後の取組

県政運営の透明性を高め、県のさまざまな行政活動に関する説明責任を果たしていくため、 県ではこれまでも情報公開の推進を図ってきましたが、震災後、復旧・復興関連事業に対す る関心が高まったことなどから、情報公開条例に基づく開示請求や行政資料の交付申込が増加しています。

開示請求事務を適正かつ円滑に進めるとともに、開示請求を行うまでもなく任意の情報提供を行うことができるものについては、県民の関心が高い情報や重要な施策に関する情報等を迅速かつ容易に入手することができるよう、引き続き県のホームページ、県政情報センター等を活用した積極的な情報提供に努めます。

また,情報公開の実績については,毎年度取りまとめを行い,県民の皆様に分かりやすく 公表していきます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
   □開示請求手続きの円滑化				$\longrightarrow$
   □行政資料の充実等による情報提供				
山11以貝付が几天寺による情報症所				/

### 県政の「見える化」の推進

〔行政経営推進課〕

現状・今後の取り

厳しい財政状況が続く中、行政サービスの提供についても一層の効率化や選択と集中が求められますが、行政サービスのあり方を県民と共に検討していくためには、まず県民に対し分かりやすく現状を示すことが必要であり、その手法の1つに「見える化」があります。

これまで公表している情報についても,見せ方を工夫することで分かりやすくなることから,まずは県民利用施設等について一覧化して公表する「見える化」を進めます。

また、そうした実例の検証を通じ、他の分野でも「見える化」の取組を展開できるよう情報提供に努めます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□県民利用施設の利用状況等の「見える化」				$\rightarrow$
□他分野での「見える化」の検討・推進				

## 多様な媒体を活用した広報の推進

〔広報課〕

ラ後の取組 ・ 県内においては引き続き震災及び復興関連情報の提供が求められていることから、震災関連情報の提供とともに復興が目に見えるような広報を、県外向けには震災の記憶の風化が懸念されることから、風化防止に向けた広報を展開していく必要があります。

限られた予算の中で、県民に適時適切な情報を提供するため、広報内容やターゲットに合った媒体を活用して、効率的・効果的な広報を実施していきます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□各種広報媒体を活用した効率的・効果的な広報				
・県政だより				
• 新聞				
【政策広報】				
【県からのお知らせ】				
・テレビ(県外向け広報番組)				
・ラジオ				
【全県向け】				
【コミュニティ】				
・インターネット				
【ホームページ】				
【メールマガジン(毎週金曜日配信)】				
【フェイスブック】				
・地上デジタルデータ放送【毎月更新】				
・コンビニ等への県広報物等掲出・設置				
【毎月設置】				
□パブリシティの活用				$\qquad \qquad \qquad >$
・職員向け広報研修会を実施				

### (2) 震災復興に関する広報・啓発

## 震災復興に関する広報・啓発

[震災復興推進課/震災復興政策課]

現状・今後の取組

復興事業や被災者支援などの施策等に関しては、ホームページやブログ、情報紙など、さまざまな媒体を活用して、広報・啓発を行っています。また、毎月11日に、施設の復旧率や事業の進捗率等「復興の進捗状況」を公表しています。

引き続き、復興事業の進捗や各種支援情報をはじめ、支援者への感謝の気持ちや復興に取り組む地域の人々の思いといった幅広い復興状況の発信に努めるとともに、今後の復興の進捗や新たな課題を踏まえ、より効果的な情報発信の手法を検討します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□震災復興に関する広報・啓発				
・ホームページ				
(復興の進捗状況,復興関連リンク集 等)				
・ブログ (ココロプレス)				
<ul><li>情報紙(みやぎ復興プレス)</li></ul>				
・ポスター				

### 各分野における復旧・復興情報の発信

[土木総務課/教育庁総務課 等]

**块状・今後の取組** 

土木部では、道路や河川などの公共土木施設や災害復興住宅など所管している復旧・復興 事業の進捗状況などの最新情報をタイムリーに提供するため「宮城県土木部復興だより」を 発行し、ホームページで公開するほか、県内各所で配布しています。

また,教育委員会でも,ホームページ上に「東日本大震災関連情報」のページを設け,震災後の取組を定期的に更新しながら情報発信しています。

こうした各分野におけるきめ細やかな復旧・復興情報の発信により、県民の不安を払拭し 復興の実感につながると期待されることから、今後もわかりやすさや適時性に配慮しつつ、 継続的に取り組みます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□各分野における復旧・復興情報の発信				
				>

#### 各地域における復旧・復興情報の発信

「各沿岸部地方事務所 等」

現状・

沿岸部を所管する土木事務所や地方振興事務所等では、その地域における復旧・復興事業の進捗や地域に密着した復興の取組などについて、広報紙やホームページ等で独自の情報発信を行っています。

今後も引き続き広報紙を発行すること等により、地域住民や関係団体などと復旧・復興に 関する情報の共有を図ります。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	ı
□各地域における復旧・復興情報の発信				N.	ì
				$\longrightarrow$	
				,	1

# みやぎ被災者生活支援ガイドブックの作成

〔震災復興推進課〕

現状・今後の取組

県では平成23年度から、被災者に対する支援について、「住まい」や「雇用」「福祉」等の生活再建に必要な制度の概要や問い合わせ先等を記載した「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成し、県内外の被災者や支援団体等に配布し、被災者が直接、担当窓口に相談できる体制を整えています。

今後も、被災者の相談ニーズの変化を踏まえながら、国や被災市町と連携してガイドブックを作成し、被災者等へ配布します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□みやぎ被災者生活支援ガイドブックの作成・				
配布				

## (3) 放射線・放射能に関する情報発信

### 「放射能情報サイトみやぎ」等による情報発信

〔原子力安全対策課〕

現状・今後の取組

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、県民の放射線や放射能に対する不安が解消されていないことから、県では平成23年度から環境放射線の測定や放射線・放射能に関する各種広報を実施し、県民の正しい理解の促進と不安の払拭を図ってきました。

引き続き放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を運営し、 測定結果の検索の機能強化などコンテンツの充実を図りながら、正確で分かりやすい情報の 発信に努めます。

また、放射線・放射能に関するセミナーの開催や出前講座等により、放射線等に対する理解の促進を図ります。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□「放射能情報サイトみやぎ」の運営				
□放射線・放射能に関するセミナーの開催				
□みやぎ出前講座による団体への講師派遣			,	$\Longrightarrow$
□放射線・放射能に係る測定結果の広報				
□放射線・放射能に関するパンフレットの作成等				
□環境審議会放射能対策専門委員による評価				

## 加工食品等の放射性物質検査の実施と公表

〔食と暮らしの安全推進課〕

現状・今後の取組

県内で流通している加工食品等について放射性物質検査を実施し、これまでに全ての品目について基準値を下回り、安全性に問題のないことが確認されました。引き続き、乳児用食品等を含む流通食品等について放射性物質検査を実施し、安全性を確認するとともに、測定結果や検査に関する正確な情報を県民に迅速に提供することにより、県民の不安の解消につなげます。

また、検査の結果、基準値超過が判明した食品については、製造者等に回収を指導する等 適切に対応し、食の安全・安心を確保します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□加工食品等の放射性物質検査の実施と公表				
				>
				,

## 県産農林水産物の放射性物質検査の実施と公表

〔農林水産部(食産業振興課等)〕

現状・ 現状・ 知組 県では「農林水産物の放射性物質等の検査実施方針」等を策定し、市町村、関係農業団体等の協力を得ながら、原子力災害対策特別措置法等に基づき、年間を通して計画的に検査を 実施し、流通品の安全確保に万全を期しています。

検査結果については定期的に公表するほか、国や県による出荷制限(自粛)・解除を行った際には、随時、報道機関に情報提供するとともにホームページ上で公表します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□県産農林水産物の放射性物質検査の実施				>
(農産園芸環境課・畜産課・林業振興課・水産業振興課)				
□県産農林水産物の放射性物質検査の公表				>
(食産業振興課 等)				

### 水道水・工業用水の放射性物質検査の実施と公表

〔水道経営管理室〕

現状・今後の取組

東京電力福島第一原子力発電所の事故後,県内の浄水場等において,水道水及び工業用水から放射性物質が検出されたことから,平成23年度から毎週1回,放射性物質検査を実施し,測定結果の公表を行っています。

水道水及び工業用水の放射性物質については、平成24年度から不検出の状況が続いていますが、県民等の安全を確保し、安心を提供するため、引き続き検査を実施し、結果を公表します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□水道水・工業用水の放射性物質検査の実施と				
公表			/	

# 5 県民ニーズの把握と県民サービスの向上

### (1) 広聴活動の充実

### みやぎの現場訪問事業の実施

[広報課]

現状・今後の取り

知事自らが県民の皆様から意見を伺い、県政に反映させることを目的として、先進的な取組や活動を行っている企業、NPO、各種団体等を視察して意見交換を行う「みやぎの現場訪問事業」については、平成24年度から「"みやぎの復興"現場訪問事業」として復興に取り組む企業等を対象に実施してきました。

今後も「再生期」にふさわしい企業等を知事が訪問することで、現場の状況や課題を把握 し、それを施策に反映させていきます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□みやぎの現場訪問事業の実施				

## 「知事への提案」の運用

[行政経営推進課]

現状・今後の取組

県民の皆様から県政に対する提案等をいただく「知事への提案」は、県民ニーズや課題を 把握する手段にもなっています。県では、いただいた提案等の件数や主な内容とそれに対す る県の考え方について、定期的にホームページで公表しています。

引き続き適切な提案対応と対応状況の公表に努めるとともに、「知事への提案」をきっかけに県民サービスの向上につながった実例をホームページに掲載するなど、県民参画による開かれた県政を推進します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
□「知事への提案」の運用				>	

## 県民の意見提出手続(パブリックコメント)制度の運用

〔行政経営推進課〕

今後の取組

県政に係る基本的な計画や条例を策定する際などに、作成案の段階で公表し、県民の皆様から意見をいただくパブリックコメント制度は、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、県民が県政に参画する機会を確保するための重要な手続きです。

より多くの方に参加していただけるよう情報発信等について工夫しながら、引き続き制度の適切な運用に努めます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□パブリックコメント制度の運用				$\rightarrow$

## (2) 県民意識調査等による県民ニーズの把握

## 県民意識調査の実施

[震災復興政策課]

現状・今後の取組

県政に関する県民ニーズや満足度等の把握は、「将来ビジョン」「震災復興計画」に掲げる政策・施策の評価や新たな施策の企画・立案、事業展開を行う上で重要であると考えています。

復興の状況に応じた県民意識を把握するため、震災前は隔年で行っていた調査を震災後は 毎年実施しています。また、震災後の意識を適切に把握するため、被災の状況に応じた集計・ 分析を行い、調査結果を施策や県政運営に反映させていきます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□県民意識調査の実施				
				>
				,

## 県外避難者ニーズ調査の実施

[震災復興推進課]

現状・今後の取組

平成24年度から、県外避難者の避難生活のニーズや帰郷意思等を把握するため、アンケート調査を実施しています。その調査結果等を踏まえ、平成25年3月には、避難先での生活安定や早期帰郷に向けた具体的取組をまとめた「県外避難者の帰郷支援に関する方針」を策定するなど、被災者支援施策等に反映させるとともに、避難先自治体や支援団体、県内の被災市町と情報共有しています。

県外避難者の帰郷につながる具体的な支援を行うため、調査対象者の絞り込み等効果的な 手法を検討しながら、調査を継続して実施し、結果を関係者間で情報共有するなど有効に活 用します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□県外避難者ニーズ調査の実施				>

## (3) 県民サービス向上の推進

## 県民サービス向上運動の推進

〔行政経営推進課〕

現状・今後の取組

県民サービス向上運動は、平成11年度から取組を実施し、全庁的に浸透していますが、 復興事業による業務量の増加や人員のシフトにより、職員の負担は増加しており、そうした 中でも職員一人ひとりが高い意識を持って、県民が満足できるサービスを提供するには、組 織として取り組んでいく必要があります。

職場ごとに具体的なサービス向上目標を設定し、職員一人ひとりが自己点検を実施するとともに、県民満足度の高いサービスを実施した職員等の取組を周知するなど、職員の意欲や能力を一層引き出すことができるような手法を検討し、県民サービスの向上を図ります。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□県民サービス向上自己点検の実施				$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$
□ご意見カード等によるサービスの評価と改善				<u> </u>
				<i>y</i>

# 6 道州制を見据えた分権型社会実現に向けた取組の推進

## (1) 地方分権型道州制導入の推進

### 地方分権型道州制導入の推進

〔震災復興政策課〕

現状・今後の取組

人口減少・少子高齢社会の到来やグローバル化の進展など多くの困難な課題に適切に対応していくためには、現在の中央集権体制を改め、国と地方の役割を抜本的に見直す究極の地方分権の姿である道州制の導入が必要不可欠であり、県では導入推進の立場から提言等を行ってきました。

しかしながら、国のあり方の一大改革である道州制の導入については、法案の国会提出が なされていない状況であることから、引き続き地方分権型道州制の実現に向け、情報収集や 政府等への提言活動等に取り組みます。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□道州制に関する政府等への提言活動等				
				>

## (2) 地方分権型社会の実現に向けた取組の推進

#### 地方分権型社会の実現に向けた取組の推進

〔震災復興政策課〕

ラ後の取組

地方が自らの責任において地域のあり方を決定し、地方の実情に応じた社会を実現させる ため、国から地方へのさらなる権限・財源の移譲が求められています。

地方分権型社会の実現に向け、地方分権改革の取組を着実に実行するとともに、国から地方への権限・財源のより一層の移譲に向けた取組を推進します。

取組内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
□地方分権に向けた調査分析・提言活動等				$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$
□機運醸成、情報発信のための各種広報活動等				<u> </u>